

危機管理マニュアル

Ⅰ. 学校の警備体制

- (1) 教室の戸締りは、担任が責任を持って施錠する。
- (2) 特別教室は使用時に鍵を開け、退室時には鍵をかける。
- (3) 鍵の盗難を防ぐため、職員室にある鍵を持ち出す場合には、「クラス」または「個人名」が記載された札を鍵置き場に取り付けてから持ち出す。
- (4) 事故防止のため、児童だけによる理科準備室への出入りは禁止する。
- (5) 学校のすべての門を児童の登下校時以外は常に施錠する。正門にはカメラ付インターフォンを設置し、職員室において門の開錠を遠隔操作する。また、監視カメラを設置し安全を確保する。
- (6) 来校者には正門で来校者名簿に記入してもらい、職員室へ誘導する。
- (7) 教職員の連絡網を確立し、非常の場合は直ちに出勤できる体制を整える。
- (8) 4月当初に、職員室に非常持ち出し一式を準備する。
[・児童名簿 ・連絡先一覧 ・救急バッグ ・懐中電灯 ・ハンドスピーカー]

(9) 機械警備について

下記の時間帯を機械警備とする。(枚方市共通)

平日	7:00まで機械警備	—	21:30から機械警備
土日祝日	8:30まで機械警備	—	19:00から機械警備
(原則として、施設管理人が警備解除・開始を行う。)			

(10) 安全監視員について

正門に安全監視ボックスを設置し、安全監視員を下記の時間帯を基本として配置している。

午前	8:30~12:30
午後	14:30~16:30

2. 防災計画

(1) 学校災害対策組織

【組織分担】この組織を基本とし、臨機応変に柔軟な対応を行う。本部への報告は必須。

本部	校長 教頭 教務主任（首席） 事務職	・情報の総括 ・職員への指示 ・関係機関への連絡
児童対応班	担任	・児童の安全確保 ・児童数の本部への報告 ・負傷者を救護班への引渡し ・行方不明者の搜索、本部への報告 ・保護者への連絡、引渡し
救護班	養護教諭 担外	・応急手当の実施 ・本部と連携しながら医療機関への連絡 ・保護者への連絡

【災害発生時の基本的な動き】

1. 児童の安全確保（各災害の対応どおり非難を行い、児童数の確認を行う） 本部 児童対応班
2. 児童の負傷の確認 救護班
3. 行方不明者の確認 ⇒ 探索可能な範囲で実施。本部 児童対応班
4. 消防等関係機関への連絡・教育委員会への連絡。本部 救護班
5. 安全場所の確保。本部
6. 鍵・水道・電気・ガスの確保。本部
7. 保護者への連絡・引渡し 児童対応班
8. 地域からの避難者の受け入れ、場所の確保・誘導 本部

【非常災害時の配備体制（「教職員課 事務手引」より）】

配備区分	配備基準	配備体制
1号配備	災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき。 枚方市域で、震度5弱	校長 教頭
2号配備	小規模の災害が発生したとき、または、そのおそれがあるとき。 枚方市域で、震度5弱。	校長 教頭 教務主任（首席） 事務職
3号配備	中規模の災害が発生したとき、または、そのおそれがあるとき。 枚方市域で、震度5強。	上記+学年主任
4号配備	大規模の災害が発生し、または、発生するおそれがあるとき。 枚方市域で、震度6弱以上。	全職員

(2) 各災害に対する対応

災害時の教職員の対応(職員名は、校内マニュアルに記載)

(i) 休憩時間(不審者対応)

	名前	発生時・直後の対応	
本部	校長 教頭 首席 事務 校務員	全体の状況把握、統括及び指揮 警察(110番)、消防(119番)への通報 校内緊急放送、児童への指示の決定 教育委員会への連絡及び支援要請 近隣学校園・保護者(PTA 本部役員等)への連絡 通信方法の確保、報道機関の対応、下校方法の決定 今後の登下校方法・授業についての決定 保護者説明会の準備と開催 保護者あての連絡文の発行、記録 非常持ち出し(職員室の赤い袋) 火災時の初期消火、火災報知器を鳴らす	
安全・救護・避難誘導	担任 担任外	児童を各学年「おたすけ教室」(2組)に誘導後、施錠 学年の1・3組教室とトイレを確認 学年前廊下で待機 ひばり教室 保健室、保健室前入り口(不審者時施錠) 管理棟保健室前階段 図書室、管理棟1階→校内巡視 管理棟2階、2階渡り廊下 中庭、教室棟まわり、学級園付近→校内巡視 調理場付近、体育館まわり→校内巡視 教室棟1階入り口(不・施錠) 教室棟1～2階階段 教室棟2～3階階段 非常階段 1階渡り廊下、靴箱、管理棟1階入り口(不・施錠)	児童の誘導、点呼 負傷者の確認・応急手当・搬出 児童の誘導
侵入者対応	担任 担任外	侵入者対応・侵入者隔離 避難集合場所での児童誘導・点呼 避難集合場所(運動場)	

(ii) 休憩時間(火災・地震などの不審者対応以外)

	名前	発生時・直後の対応	
本部	校長 教頭 首席 事務 校務員	全体の状況把握、統括及び指揮 警察(110番)、消防(119番)への通報 校内緊急放送、児童への指示の決定 教育委員会への連絡及び支援要請 近隣学校園、保護者(PTA 本部役員等)への連絡 通信方法の確保、報道機関の対応、下校方法の決定 今後の登下校方法・授業についての決定 保護者説明会の準備と開催 保護者あての連絡文の発行、記録 非常持ち出し(職員室の赤い袋) 火災時の初期消火、火災報知器を鳴らす	
安全・ 救護・ 避難誘導	担任 担任外	児童を「近くの教室」に誘導 学年の全教室とトイレ、廊下を確認 ひばり教室 保健室、保健室前入り口 管理棟保健室前階段 図書室、管理棟1階→校内巡視 管理棟2階、2階渡り廊下 中庭、教室棟まわり、学級園付近→校内巡視 調理場付近、体育館まわり→校内巡視 教室棟1階入り口 教室棟1～2階階段 教室棟2～3階階段 非常階段 1階渡り廊下、靴箱、管理棟1階入り口(不・施錠)	児童の誘導、点呼 負傷者の確認・応急手当・搬出 児童の誘導
集合場所待機	学年担任	避難集合場所(運動場)で児童誘導・点呼	

(iii) 授業中(不審者対応)

	名前	発生時・直後の対応	
本部	校長 教頭 首席 事務 校務員	全体の状況把握、統括及び指揮 警察(110番)、消防(119番)への通報 校内緊急放送、児童への指示の決定 教育委員会への連絡及び支援要請 近隣学校園、保護者(PTA 本部役員等)への連絡 通信方法の確保、報道機関の対応 当日の下校方法の決定 今後の登下校方法・授業についての決定 保護者説明会の準備と開催 保護者あての連絡文の発行、記録 非常持ち出し(職員室の銀色の袋)	
安全・救護・避難誘導	担任 担任外	児童を各学年「おたすけ教室」(2組)に誘導後施錠 学年の1・3組教室とトイレを確認 学年前廊下で待機 ひばり教室の施錠・ひばり教室内で待機 保健室 3階外国語教室→校内巡視 音楽室→校内巡視 3階少人数→校内巡視	児童の誘導、点呼 負傷者の確認・応急手当・搬出 児童の誘導、点呼
侵入者対応	クラス担任	不審者侵入教室への応援	

※授業で特別教室などを使用している場合

特別教室(音楽室、家庭科室、理科室、図工室) 臨時のおたすけ教室とし、授業担当

体育館 → 教員が避難誘導する。

運動場 → 授業担当教員がジャングルジム付近に避難誘導する。

算数教室は、臨時のおたすけ教室とせず、同階の「おたすけ教室」に避難誘導する。

(iv) 授業中(火災・地震などの不審者対応以外)

	名前	発生時・直後の対応	
本部	校長 教頭 首席 事務 校務員	全体の状況把握、統括及び指揮 警察(110番)、消防(119番)への通報 校内緊急放送、児童への指示の決定 教育委員会への連絡及び支援要請 近隣学校園、保護者(PTA 本部役員等)への連絡 通信方法の確保、報道機関の対応 当日の下校方法の決定 今後の登下校方法・授業についての決定 保護者説明会の準備と開催 保護者あての連絡文の発行、記録 非常持ち出し(職員室の赤い袋) 火災時の初期消火、火災報知器を鳴らす	
安全・ 救護・ 誘導	担任 担任外	クラスの児童の誘導・点呼 保健室 3階外国語教室→校内巡視 3階算数教室→校内巡視 音楽室→校内巡視	

風水害について

(i) 平常時の対策

- ① 平時より風水害については、学年に応じて指導し、発生時には教師の指示によく従って、落ち着いた行動が取れるようにする。
- ② 原則として、学校待機で、保護者が迎えに来ての下校となる。

(ii) 非常変災時の対策

- ① 予報・警報に注意し、学校長の指示のもと、下校の一時停止・集団下校など適切な措置をとる。
- ② 暴風警報、暴風雪警報、洪水警報やその他の危険を判断して緊急集団下校をする場合には、事前に調査した資料に基づき、学校待機の児童を体育館に待機させ、その他の児童を地区ごとに集団下校させる。
- ③ 集団下校は地区担当者が引率し、増水のおそれのある箇所や切断電線のそばに近寄らないように留意する。
- ④ なお、集団下校実施時には、メール配信システムによる一斉メールと保護者への通知文を配付によって保護者に周知する。
- ⑤ 非常変災時等における「**特別警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雨警報**」発表時の措置について(R7.4月に保護者配布物と同一)

非常変災時等における措置について

気象庁より、大雨警報・暴風警報、暴風雪警報、洪水警報・特別警報が発表されたときの対応については、下記のとおりとします。

記

◎特別警報が枚方市に発表されたとき

- ・午前7時の時点で発表されているとき ⇒ 臨時休校
(このあと、解除されてもその日は臨時休校となります。)
- ・児童が在校中に発表されたとき ⇒ 原則として学校待機。
その後、教育委員会と協議して対応します。

1. 大雨警報・暴風警報・暴風雪警報・洪水警報が枚方市に発表されたとき

午前7時現在	発表中	◇児童の登校を見合わせ、解除になるまで 自宅待機 とします。	
午前9時現在	発表中	◇児童の登校を見合わせ、解除になるまで 自宅待機 とします。	
	解 除	◇第2校時(9時35分)より授業を始めます。 ※9時25分までに学校に着くように 集団登校させてください。 【9:05集合場所へ】	給食はあります。 下校は平常通りです。
午前10時現在	発表中	◇ 臨時休校 とします。	
	解 除	◇第3校時(10時40分)より授業を始めます。 ※10時30分までに学校に着くように 集団登校させてください。 【10:10集合場所へ】	給食はありません。 下校後、ご家庭で昼食 のご用意をお願いします。
食材運搬停止のため、第4校時終了後12時10分ごろの下校となります。 ただし留守家庭児童会に行く児童は、弁当を持たせてください。留守家庭児童会は12時15分に開室します。			

2. 登校後に枚方市に、大雨警報・暴風警報・暴風雪警報・洪水警報が発表された場合、緊急引き渡しとなり、保護者の方に学校までお迎えに来ていただくことになります。

3. 学校が休校措置をとる場合は、 留守家庭児童会も閉室となりますのでご注意ください。	ただし留守家庭児童会室は、午前10時以降11時まで に解除の場合、13時15分に開室します。
---	---

4. 教育委員会、諸機関との緊急連絡ができなくなりますので、
電話でのお問い合わせは、ご遠慮願います。

火災について

(i) 平常時の対策

災害予防の万全を期して、次のことに留意する。

- ①火気、電気、ガス、薬品等の設置とその取り扱いに細心の注意をはらう。
- ②火栓の点検と消火器の機能保全に努める。
- ③火気取締り責任者を設け、不断の注意をする。

火気取締り担当場所(※ 職員名は校内版マニュアルに記載)

防火管理者	教頭	校長室	校長
各教室	担任	職員室	教頭
図書室	司書教諭	女子更衣室	首席
保健室	養護教諭	校務員室	校務員
家庭科室	音楽専科	放送室	放送担当
音楽室(準備室)	音楽専科	会議室	事務
理科室(準備室)	理科専科	教材室・資料室	教頭
図工室(準備室)	理科専科	机・椅子倉庫	環境部担当
体育館・体育館倉庫	体育部担当	算数教室	算数専科
体育倉庫	体育部担当	学校管理員室	管理員
さだ西ルーム	情報部担当	児童会室	児童会担当

(ii) 火災発生時の対策

- ① 火災等非常事態発生の場合は、直ちに放送やサイレン吹鳴して校内に知らせると同時に消防署(119番)、教育委員会支援教育課(050-7105-8218)に連絡する。
- ②休業日・日祝日、または夜間の場合は、校長・教頭・教職員にも連絡する。
- ③保護者にも応援を求め、学校長を中心に児童の安全確保を最優先する。
- ④校舎・備品・公簿類の被害を最小限に止めるよう、教職員は次の分担により行動する。
- ⑤避難誘導と児童管理
 - ・火災報知ベルが鳴った場合や火災を認知した場合は、各学級は直ちに一切の授業をやめる。
 - ・その後放送の指示に従い、避難経路図により避難する。(火災発生場所により変わる)
 - ・各担任が、担当学級児童あるいは隣接学級児童を速やかに運動場まで避難誘導させる。
 - ・行事を中止する。運動場整列後、人数確認をし、校長に報告する。

《総指揮》 校長

《避難誘導》 各学級担任(隣接学級担任)

《児童掌握》 学年主任

《通報連絡》 教頭・事務職員(校内、消防署、教育委員会、その他関係機関)

《非常持ち出し》 教頭・事務職員

《初期消火》 職員室にいる職員(担外)

《救護》 養護教諭・教務主任(首席)

《学校外への避難誘導》

状況判断の上、地区ごとに集合し、地区担当者の誘導のもと児童を帰宅させる。

地震について

(i) 平常時の対策

平時より地震については、学年に応じて指導し、発生時には教師の指示によく従って、落ち着いた行動が取れるようにする。

(ii) 地震発生時の対策

(1) 授業中に地震が発生したとき

○ 児童がとる行動

- ・ 机の下にもぐったり、身近にあるもので頭を守ったりする。
- ・ 窓や棚、ロッカー等（倒れそうなもの）から離れる。
- ・ 教職員の指示に従う。
- ・ おしたり、はしったり、しゃべったり、もどったりしない。
- ・ 避難行動中は手には何も持たず上靴のまま避難する。
- ・ 指定された避難場所に集合後、直ちにクラス毎に整列し、静かに指示を待つ。

○ 教職員の指示と行動

- ・ 児童に対し、はっきりとわかりやすく適切な指示をすること。また、心の安定を図る言葉をかけて児童を落ち着かせ、掌握に努める。
- ・ 配慮を要する児童が安全に避難できるよう、日ごろから支援方法を確立しておくとともに、適切に指示し、行動する。
- ・ 火気は消火できる場合は、素早く消火する。
- ・ 火気の消火ができない場合は、揺れが小さくなってから、消火する。
- ・ 薬品の始末も、火事の場合と同様に処理する。
- ・ ガスの元栓を閉め、電気のコンセントを抜く。
- ・ 避難場所が安全か否か判断する。

(2) 休憩時や放課後に地震が発生したとき

○ 児童がとる行動

- ・ あわてて校舎外にとび出さない。
- ・ 校内放送やその他教職員の連絡を静かに最後まで聞き、指示に従う。
- ・ 体育館では落下物や運動器具の倒壊に注意し、中央部に集まり、天井部分等の破壊状況により、速やかに出口に移動する。
- ・ 運動場では、速やかに中央部に集合し、指示を待つ。
- ・ 校舎と校舎の間では、落下物に注意して運動場や広い空地に移動する。
- ・ 校外に出たり、校舎内に戻ったりしない。

○ 教職員の指示と行動

- ・ 放送（使用できない場合はハンドマイク、メガホン）で避難場所及び避難方法を的確に指示する。
- ・ できるだけ早く役割分担した教室等に直行し、児童を掌握し避難誘導する。
- ・ 配慮を要する児童に対して適切に指示し、行動する。
- ・ 負傷者の有無を確認する。

(3) 登下校中に地震が発生したとき

登下校中、児童は教職員が不在のため、自分自身で判断できず、迷ったり、間違った情報に惑わされたりして危険な行動をとることが予想される。したがって、登下校中に地震に遭遇した場合は、周囲の状況を判断し、倒壊物、窓ガラス等の落下物に注意しながら、素早く安全な広い場所に避難することが大切である。また、広い場所にいるときは、あわてて行動しないよう指導しておくことも必要である。

○ 児童がとる行動

- ・ ランドセル、カバンなどを頭にのせ、ガラスなどの飛散物、落下物から身を守る。
- ・ 海岸、川岸、崖下から早く遠ざかる。
- ・ 乗り物に乗車中は、運転手等関係者の指示に従う。
- ・ ブロック塀や自動販売機から遠ざかる。
- ・ いったん落ち着いたら、学校や家庭へ連絡する。
- ・ 登下校中に地震に遭遇した場合は、原則的には学校、家庭の2つの間で、距離的、時間的に最も近いところに避難する。

○ 教職員の指示と行動

- ・ 登下校中に地震に遭遇した場合は、原則的には学校か家庭で、距離的、時間的に最も近いところに避難するなどの指導をしておく。
- ・ 保護者が不在の場合も考えられるので、その対応についても指導しておく。
- ・ 安否の確認ができない場合、しばらくは通信機器の被災や回線の混雑により、学校と保護者が連絡を取り合うのは難しい状況になると予想されるので、自治会組織やPTA組織、同窓会組織との情報交換や家庭訪問、避難所巡回により対応する。

(4) 放課後や休みの日に地震が発生したとき

休日や下校後等の在宅時や登下校時に大きな地震が起こった場合は、児童の安否確認が必要である。大規模な地震の後は電話が通じないことが多いので、電子メールなどの代替の通信手段を事前に確保して、連絡方法を複線化しておくことが必要である。また直接家庭や避難所を訪問して安否の確認をする場合は教職員が二次災害に巻き込まれないよう注意する。地域の様々な団体や組織と連携し、あらかじめ災害時の連絡方法について体制を整えておくことも考えておきたい。

☆地震時の対応については、保護者としっかり話し合っておくことを指導する。

地震発生時における学校の対応について

- 1 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- 2 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)の確認をお願いします。
- 3 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて、ご対応をお願いします。

状 パ タ ー ン	震度5弱以上の地震が発生
登 校 前	臨時休業 ※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。
登 校 中	児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として登校
在 校 時	地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、 余震に備えて校庭へ避難 ⇒ 以降、臨時休業 ↓ 児童・生徒の確認・保護 ↓ 安否情報及び、下校について保護者へ連絡 ↓ 【児童】保護者への引渡し 【生徒】保護者への引渡し・地域毎に集団下校(教職員引率)
下 校 中	児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として自宅へ

※留守家庭児童会室の対応について

- ①登校前から在校時までの間に震度5弱以上の地震が発生した場合、留守家庭児童会室は臨時休室とします。
- ②留守家庭児童会室在室時に発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。
- ③三季休業中など(学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日)に発生した場合も、上表に準じた対応とします。

※児童は小学生、生徒は中学生を意味しています。

災害発生時における防災組織及び役割分担（職員名は、校内版マニュアルに記載）

1. 対策本部・・・◎校長・○教頭・△首席・△事務・校務員

《役割》

- ・各班との連絡調整
- ・非常持ち出し書類の搬出保管
- ・校内の被災状況把握
- ・記録日誌・報告書の作成
- ・校内放送等による連絡・指示
- ・応急対策の決定
- ・市町村対策本部・教育委員会等との連絡
- ・報道機関への連絡、対応
- ・PTAとの連絡調整・情報収集

《準備物》

- ・ラジオ ・ハンドマイク
- ・懐中電灯 ・トランシーバー
- ・携帯電話
- ・危機管理マニュアル
- ・学校敷地図
- ・緊急活動の日誌

2. 安否確認・避難誘導

《役割》

- ・児童生徒及び教職員の安否確認
- ・安全な避難経路で避難誘導
- ・負傷者の把握
- ・下校指導及び待機児童生徒の掌握・記録
- ・揺れが収まった直後の負傷程度の把握
- ・行方不明の児童生徒、教職員を本部に報告

《準備物》

- ・クラスの名簿
- ・行方不明者の記入用紙
（児童生徒・教職員）

3. 保護者連絡

《役割》

- ・引き渡し場所の指定
- ・身元確認
- ・保護者等の到着ごとに児童生徒の引き渡し

《準備物》

- ・児童生徒引き渡しカード
- ・クラスの名簿
- ・集合場所のクラス配置図

4. 救 護

《役割》

- ・児童生徒及び教職員の救出・救命
- ・負傷者や危険箇所等の確認及び通報
- ・担当区域で負傷者の搬出
- ・学校施設内のチェック

《準備物》

- ・安全靴等 ・防災マスク
- ・ヘルメット ・スコップ
- ・毛布 ・手袋 ・のこぎり
- ・トランシーバー
- ・担架 ・AED

5. 救急医療

《役割》

- ・養護教諭及び救命救急経験者で構成
- ・医師等の確保
- ・手当備品の確認
- ・負傷者の保護、応急手当
- ・関係医療機関との連携

《準備物》

- ・応急手当の備品
- ・健康カード
- ・担架 ・水
- ・毛布 ・AED

6. 安全点検・消火

《役割》

※確認後「2. 安否確認・避難誘導」へ

- ・初期消火
- ・避難・救助活動等の支援
- ・被害の状況確認

（施設等の構造的な被害程度を調査、本部への連絡、電気・ガス・水道・電話の被害確認）

- ・校内建物の安全点検、管理
- ・近隣の危険箇所の巡視
- ・二次被害の防止

《準備物》

- ・消火器 ・ヘルメット
- ・ラジオ ・手袋
- ・被害調査票等

7. 応急復旧

《役割》

※確認後「2. 安否確認・避難誘導」へ

- ・被害状況の把握
- ・応急復旧に必要な機材の調達と管理
- ・危険箇所の管理
- ・危険箇所の立ち入り禁止措置
- ・危険箇所の表示
- ・避難場所の安全確認

《準備物》

- ・ヘルメット ・構内図
- ・ロープ ・標識

8. 避難所協力 …市職員

《役割》

- ・市町村及び自主防災と連携した避難所の運営支援
（連絡調整・情報収集）

《準備物》

- ・マスターキー ・バリケード
- ・ラジオ ・ロープ
- ・テープ ・校内配置図

※ 防災組織は、全教職員が揃った状態を前提として組織されているが、出勤途上や出張等であらかじめ分担している教職員が不在のことも考えられる。このため、対応可能な教職員数、被害の状況に応じて柔軟に対応することが可能な応急的指揮システムを考えておく必要がある。また、避難指示等の指揮は管理職や防災担当者が不在時でもできるように代行順位を明らかにしておくことも必要である。

引き渡しと待機

災害対策本部が中心となり、地震の規模や、被災状況により、児童を下校させるか、学校に待機させ保護者に引き渡すかなどの判断を行う。

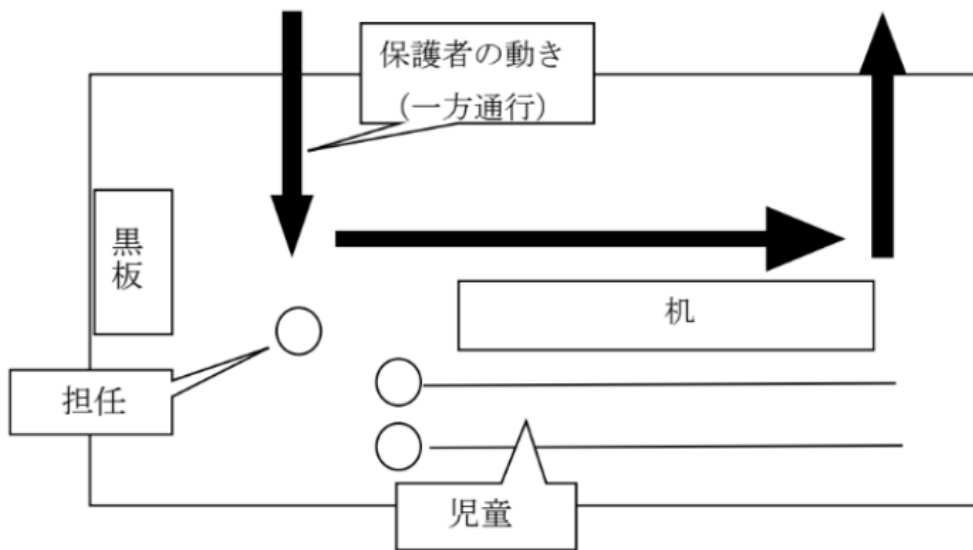
大規模な地震の場合は、発生後に通信手段が使用できなくなり、保護者と連絡がとれないことが予想されるため、あらかじめ引き渡しの判断などについて、学校と保護者間でルールを決めておくことが必要である。

(1) 引き渡しのルール

震度5以上 保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。

震度4以下 原則として通常通り授業を行い、通常通り下校させる。

(2) 引き渡しの手順



Jアラートによるミサイル発射情報が発信された際の対応について

弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について

(平成 29 年4月 21 日付け消防国第 38 号、消防運第 24 号「弾道ミサイル落下時の行動等について」を参考に作成)

- ①Jアラートを活用した緊急情報が発信された場合の行動例ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、Jアラートを通じて、防災行政無線等で特別なサイレン音とともにメッセージが流れるほか、緊急速報メール等によって緊急情報が発信されるので、メッセージが流れたら、落ち着いて直ちに次の行動をとる。

【屋外にいる場合の行動例】

- ・近くのできるだけ頑丈な建物や地下などに避難する。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

【屋内にいる場合の行動例】

- ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

【自動車の車内にいる場合の行動例】

・車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため、車を止めて頑丈な建物や地下街などに避難する。周囲に避難できる頑丈な建物や地下街などが無い場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。

②ミサイルが着弾した場合の行動 ミサイルが着弾した場合に取るべき行動は以下の通り。

・近くにミサイルが着弾した場合は、屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ密閉性の高い室内の部屋または風上に避難する。屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ・ラジオ・インターネット等を通して、情報収集に努めるとともに、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。

(3) 事故発生時における対応

- 1 事故発見者は、直ちに保健室（養護教諭）・教頭・担任に連絡する。
- 2 応急処置をする。
- 3 移送先の医療機関に連絡する。（事故の概略と現在の状態について要約して説明）
- 4 移送車の手配をする。（タクシー券の利用・場合によっては救急車を呼ぶ。）
- 5 保護者へ連絡する。
（担任または養護教諭が行い、必要な場合は病院まで来てもらう。また服薬、アレルギー等注意すべき事の確認を行う。）
（急を要しない場合は、担任が保護者に連絡し、掛かりつけの医師が有ればそこへ診察を依頼する。）
- 6 移送する。（養護教諭必要に応じて担任、校長か教頭が付き添い「緊急連絡個人票」を持参する。）
- 7 養護教諭が不在の場合は、教頭がその任に当たる。

【学校医担当一覧表】

担 当	氏 名	担 当	氏 名
学校医	吉村 健	眼科医	岡田 康平
歯科医	上谷 雄太	歯科医	木村 知津子
薬剤師	越田 直美	耳鼻科	森口 誠

【重大事故の場合】

- 1 人を動かさない。
- 2 一般状態の観察。（傷の箇所・状態、意識、顔色、唇の色（チアノーゼ）、体温、脈拍、呼吸など）
- 3 毛布等で保温する。
- 4 救急車を依頼する。
- 5 救急車で搬送する。（校長または教頭、養護教諭（担任）が付き添う。）
- 6 時間の経過を記録する。
- 7 理科実験中の事故については、現状保存する。

【救急車の依頼方法】

1 局番なしの119にかける。

2 つながったら、「救急をお願いします。」と言う。

「こちらは、蹉跎西小学校です。住所は、枚方市出口6丁目20番1号です。

蹉跎中学校の西側です。電話番号は、050-7102-9104です。」

- ・ 誰が(人数)、いつ、どこで、どうなったかを伝える。
- ・ どんな応急手当をしたかを報告する。
- ・ 救急車依頼時にサイレンを消してもらうように連絡する。

3 依頼の前には下記のことをメモしておく。

事故者の学年・組・氏名・事故の状況・発生時刻

4 事故の記録をとる。

事故の発生場所・原因・事故の様子・経過の記録

5 校門の外で待機し、救急車の到着を待ち、誘導する。

(4) 災害発生時及び災害発生後における心のケア

災害にあうと、その後精神医学的な問題が長期にわたっておこる子どももいる。災害が発生してから 1 ヶ月程度(災害によってこの時期は異なります)の間に、子どもたちが適切なケアを受けられると、精神医学的な問題が起こることを一定程度予防することができると考えられている。この時期に子どもにとってストレスとなるものは、災害の衝撃そのものから引き起こされるものと、災害後の不自由な生活状況から引き起こされるものがある。

●急性期の心理的なサポートの目的

- 1) 被災した子どもや家族が少しでも安全に過ごすことができ、少しでも安心を感じられるようにする。
- 2) 混乱している子どもや家族と関わり、気持ちを落ち着かせ、周囲の人たちとのつながりが持てるようにする。
- 3) 被災した子どもや家族が適切な行動をとれるようにアドバイスし、少しでも自信を取り戻せるようにする。
- 4) 被災した子どもを、家族、友人、ご近所、学校などの慣れた生活環境に戻していく。
- 5) 災害のもたらす心理的な影響についての正確な情報を提供し、被災した子どもや家族が対応しやすいようにする。
- 6) 専門的なケアが必要な子どもを見つけて、ケアが受けられるように紹介する。

●心理的サポートを行う際の原則

- 1) その場所の様子や雰囲気をよく観察し、介入すべきかどうかよく考える。
- 2) 急に話しかけるとこわがってしまったりおびえてしまったりする子どももいるので、まずは相手にこちらがいることを知ってもらう。
- 3) 話しかけるときの距離や目の高さや声の大きさに気をつけて、相手の緊張が少なくなるようにする。
- 4) できるだけ、わかりやすく短いことばで話す。
- 5) 親を援助することで、親が子どもに十分な情緒的支えを提供できるようにする。

- 6) もし被災した子どもや家族が何か頼み事をしてくれたら、できることなら待たさずにすぐに対応する。今すぐに対応してあげることで信頼感や安心感が増す。
- 7) 被災した子どもや家族が話した最も気になることをしっかりと聞き、それ以外に話を広げないことを原則と考える。
- 8) 安全でないのに励まそうとして「安全だよ」と言うなど、全くわからない状況で「大丈夫だよ」と安易に保証することは原則として避ける。
- 9) 災害直後の大部分の情緒的な反応は異常なものではなく、「今は特殊な状況だから、こういった反応がおこることはおかしいことではない。」と考えられる。安易に病気として取り扱いすぎないようにする。

●現場で行う支援

1) 被災した子どもや家族と関わる

(1) 目の前で混乱している子どもへの対応

その子どもがひとりぼっちなら、その子のことを知っている人を探す。そして、子どもが混乱している状況について情報を集める。その子どもが親と一緒にいれば、親が子どもに上手に関われるように援助する。親も一緒になって混乱している場合には、親を安定させることが重要。この際、親が自信を失うような状況にならないように注意する。混乱している子どもを安定させる方法には次のようなやり方がある。

- まず、こちらが近くにいる、関わろうとしていることに気付いてもらう。「こんにちは、私は〇〇です。」と言って、所属機関名の入った名札などをみせる。
- 「お名前はなんていうの?」「大丈夫ですか?」など簡単に答えられる質問をする。
- 話が出来るようであれば話を続ける。
- 「気持ちがつらくなると、混乱してしまってどうしていいかわからなくなるよね」「混乱しても時間が経てばすこしずつましになっていくからね」「ゆっくり深呼吸すると、楽になるかも。やってみようか。」と言ってできそうならば、一緒にやってみる。
- もし、その子どもが混乱するに到った状況が明らかになれば、その解決の見通しが持てるような情報を提供する。
- 話ができるようにならない場合には、そばにいて話せそうになるまで待つ。長時間話せるようにならない場合や、興奮が著しい場合や、危険な行動が見られる場合には、精神保健の専門家に紹介する。

(2) 被災した子どもと家族の情報を集める

心理的なサポートが必要な子どもと家族について、情報を集めていく。ただし、ショッキングなつらかった出来事について詳しく尋ねすぎると、被災者がその時の状況をありありと思い出してしまって、苦痛を与えてしまう可能性があるるので注意。

(3) 現実的な問題を解決する

心理的なサポートが必要な子どもと家族に、「なんとかなるな」「自分にもできるな」と思えるような経験をしてもらうことはとても重要。達成できそうな目標を設定し、そのために必要な情報を提供し、具体的に行動するやりかたを教え、実際に付き添って実行してもらう。

(4) 今後の心理的サポートについての情報提供

災害後の子どもの心の問題についての説明および対処法と、どこでサポートを受けられるかについて説明する。

(5) 紹介と引継ぎ

○紹介は次のような状況の場合に行う。

- 切迫した精神医学的な症状がある。
- 自傷や他害のおそれが切迫している。
- もともと、発達障害や精神障害などの問題を抱えていて、いままも落ち着かない。
- 災害で大きなけがをする、閉じ込められるなど、とても怖い体験をした。
- 大切な人が亡くなったり、悲惨な場面の目撃があったりする。

- 災害後長期にわたり(およそ4週間以上のあいだ)精神医学的な症状が継続している。

○紹介する際には次のようなことに注意する。

- 集めた情報を文書にまとめて紹介先に渡す。
- 紹介が必要な子どもと家族に、紹介先の情報を伝え、なぜ紹介したほうがよいのか、どういったケアを受けられるのかを説明する。

●子どもたちの生活環境を調べる

避難所で子どもたちが暮らしている場合は、どんな生活環境かを調べ、より子どもに適した環境にできないか工夫する。

(1)子どものため遊び場を確保する

子どもの遊んでいい場所を作る。ある程度大人の目が届き、安全で、救援活動の邪魔にならないところがいい。子どもが昼間そこで大声を出して遊ぶことを周りの大人たちに認めてもらう。可能であればおもちゃを置く。もし、おもちゃがない場合は、手遊び、しりとり、おりがみ、あやとりなどが考えられる。できれば時々大人が入って様子を見たり、遊びを提案したりするように周りの大人にアドバイスする。思春期の子どもに、幼い子どもたちの面倒をみてもらう役割をお願いすることも有用。

(2)睡眠をとることができる状況

家族がまとまって、安心して眠れることが必要。周囲からの視線を少しでもさえぎることができると安心しやすい。

(3)トイレがスムーズにできる状況

恥ずかしがらずに、怖がらずにトイレに行くことができるようにする必要がある。

(4)子どもたちが必要とする物が足りているか

お尻拭き、ノート、おりがみ、鉛筆、色鉛筆、クレヨン、シャボン玉、ふうせんなど。

(5)トラウマを思い出すきっかけになるものから身を守れているか

被災者がテレビやラジオの放送などを視聴できる場合、特に子どもと思春期の人には、そうした報道に見たり聞いたりしすぎるとつらくなることがある。親には、子どもが災害の報道を見たり聞いたりしすぎないように注意する。また、記者やその他のマスコミ、野次馬から、子どもたちを保護する。

(6)子どもが周りの人たちとよい関係にあるか

周囲の人々とよい関係を持つことが出来ていると、回復がスムーズになる。家族、親戚、友人と連絡を取り合うことは重要ですが、いま近くにいる人たちとつながりをもつことも重要。可能なら、元の学校などの集団生活に早く戻れるようにする。ただし、元の生活に戻すといっても、みんな疲れているから、がんばり過ぎないでゆったりしたスケジュールをこころがる。また、災害発生前からその集団生活でなじめていなかった子ども(例えば不登校の子ども)を集団に戻す際には注意が必要。

●大切な人を喪った子どもを支える

大切な家族が亡くなったときに、子どもに起こる反応はさまざま。亡くなってただちに悲嘆を感じる場合もあるし、亡くなって数週間たってもその家族は生きていて帰ってくると信じる場合もある。幼児の場合は「死というのは一時的なもので、死んだ人はまた帰ってくる」と考えることもよくある。5歳から9歳の子どもの多くは、死んだ人とはもうあえなくなるということは分かるけれども、死が自分自身や知っている人に起こりうることだとは信じられない。

こういった子どもの反応は正常だが、大切な人の死を受け入れられないことが過度に長く続くことや、悲しみを感じたり表現したりすることを極端に避けてしまうことは、後でかえって大きな心理的な問題につながる可能性がある。

お葬式に子どもが出席することを嫌がらなければ、出席させてもかまわないが、嫌がる場合は無理強いしないほうが良いと考えられている。子どもが出席できない場合は、別の機会にお線香やろうそくを灯してお祈りをしたり、写真を整理したりといったなんらかの簡単な儀式を行うことは有用。亡くなった人の思い出を話し合う機会があれば、その人との楽しかったポジティブな記憶を子どもと共有することができるかもしれない。もしかすると、子どもは大切な人をうしなった悲しみや

怒りを表現するかもしれないが、それはできる範囲で受け止める。

ずいぶんあとになって、子どもが亡くなった人についての感情を表現することもある。保護者や周りの人は、その子が感情を表現しても構わないのだと思えるように接してあげる。

大切な家族を喪った子どもをサポートするためには、その子どもの保護者をサポートすることが重要。保護者も家族をうしない悲しみとショックのために混乱し、正しい判断や十分な養育ができないことがある。以下のようなやり方で、こうした保護者の子育てを支援していくこと。

- ・保護者の現実的な日常生活の手助けを行う。

- ・上述したような子どもに起こりうる変化について保護者に情報提供し、適切な判断ができるようにアドバイスする。

また、以下のような状態になれば専門家に紹介することを検討する。

- ・眠れない、食べられない、周りのことに興味がない、ひどくおびえるといった症状の程度が強い、あるいは長期に持続している。

- ・亡くなった人の真似を繰り返し行う。

- ・亡くなった人と一緒に過ごしたいと何度も言い続ける。

親を亡くした子どもの場合、今は大丈夫なように見えても、後で心理的な問題が出てくる場合がありますので、何らかの形で専門家とのつながりを持つか、少なくとも支援者が長期間フォローすることが望ましい。

●持続可能な支援のために

支援をおこなう方々も、自身が被災したり、あるいは被災されなかったとしても支援を行ったりしていくことで疲れていくことがよくある。息の長い支援を行うためには、支援者が支援者自身の体調に留意し、休みを定期的にとることが必要。

特に、支援開始初期にハイペースで仕事をしすぎてしまい、あとで調子を崩してしまうバーンアウトという現象があることが知られている。

対策としては次のようなことが考えられる。

- ・疲れを感じていなくても、定期的に休みを取る。

- ・可能であれば、支援者同士がおしゃべりをしたり、ぐちを聞きあったりする。

(ストレス災害時こころの情報支援センター)

(5) 避難訓練

火災、地震、台風、不審者対応等の災害にあっては、教師の指示に従い、冷静、敏捷に行動し、被害を少なくするために次の諸訓練を行う。

●不審者対応(7月)

不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル参照

●風水害(5月)

- ・予報に注意し、風水害の発生の状況により、学校長の指示により下校停止、保護者への引き渡しとする。

●火災(10月)

- ・校内放送により、火元を確認し、窓を閉める。

- ・避難順序は

火災発生場所付近の教室等

火災発生場所より高い場所にある教室等

火災発生場所より低い場所にある教室等の順に避難する。

- ・経路図に従って運動場に出て、整列する。
- ・上靴のまま廊下に並び人数確認する。
- ・速やかに人数確認し、校長（教頭）に報告する。

●地震（１月）

- ・教室内では、各自机の下に入る等、身の安全確保をする。
- ・窓を開け、避難経路を確保するとともに落下物の危険から身を守る処置を講じる。
- ・上靴のまま廊下に並び人数確認の後、避難順路によって運動場に避難し、速やかに並び、そして再度人数確認する。

（６）熱中症への対応

【１】 熱中症予防のために

環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと

暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯にするようにし、休憩を頻繁に入れ、こまめに水分を補給する。WBGT等により環境温度の測定を行い、下記の「熱中症予防運動指針」を参考に運動を行う。汗には塩分も含まれているので水分補給は0.1～0.2%程度の食塩水がよい。運動前後の体重を測定すると水分補給が適切であるかがわかる。体重の3%以上の水分が失われると体温調節に影響するといわれており、運動前後の体重減少が2%以内におさまるように水分補給を行うのがよい。激しい運動では休憩は30分に1回はとることが望ましい。

暑さに徐々に慣らしていくこと

熱中症は梅雨明けなど急に暑くなった時に多く発生する傾向がある。また、夏以外でも急に暑くなると熱中症が発生する。これは体が暑さに慣れていないため、急に暑くなった時は運動を軽くして、1週間程度で徐々に慣らしていく必要がある。週間予報等の気象情報を活用して気温の変化を考慮した1週間の活動計画等を作成することも大事である。

個人の条件を考慮すること

肥満傾向の者、体力の低い者、暑さに慣れていない者は運動を軽減する。特に肥満傾向の者は熱中症になりやすいので、トレーニングの軽減、水分補給、休憩など十分な予防措置をとる必要がある。また、運動前の体調のチェックや運動中の健康観察を行い、下痢、発熱、疲労など体調の悪い者は暑い中で無理に運動をしない、させない。

【２】事故発生時の対応について

けいれん、ふらつき、めまい、吐き気などは、熱中症を疑う症状です。意識を失っている場合は、すぐに救急車を要請し、同時に応急手当を行う。（学校事故発生時における対応参照）意識がある場合は、涼しい場所に避難させ、衣服をゆるめて体を冷却し水分補給もさせる。症状が改善しない場合は、病院への搬送が必要。（意識がある場合でも、状況に応じて救急車の要請も考えられる）

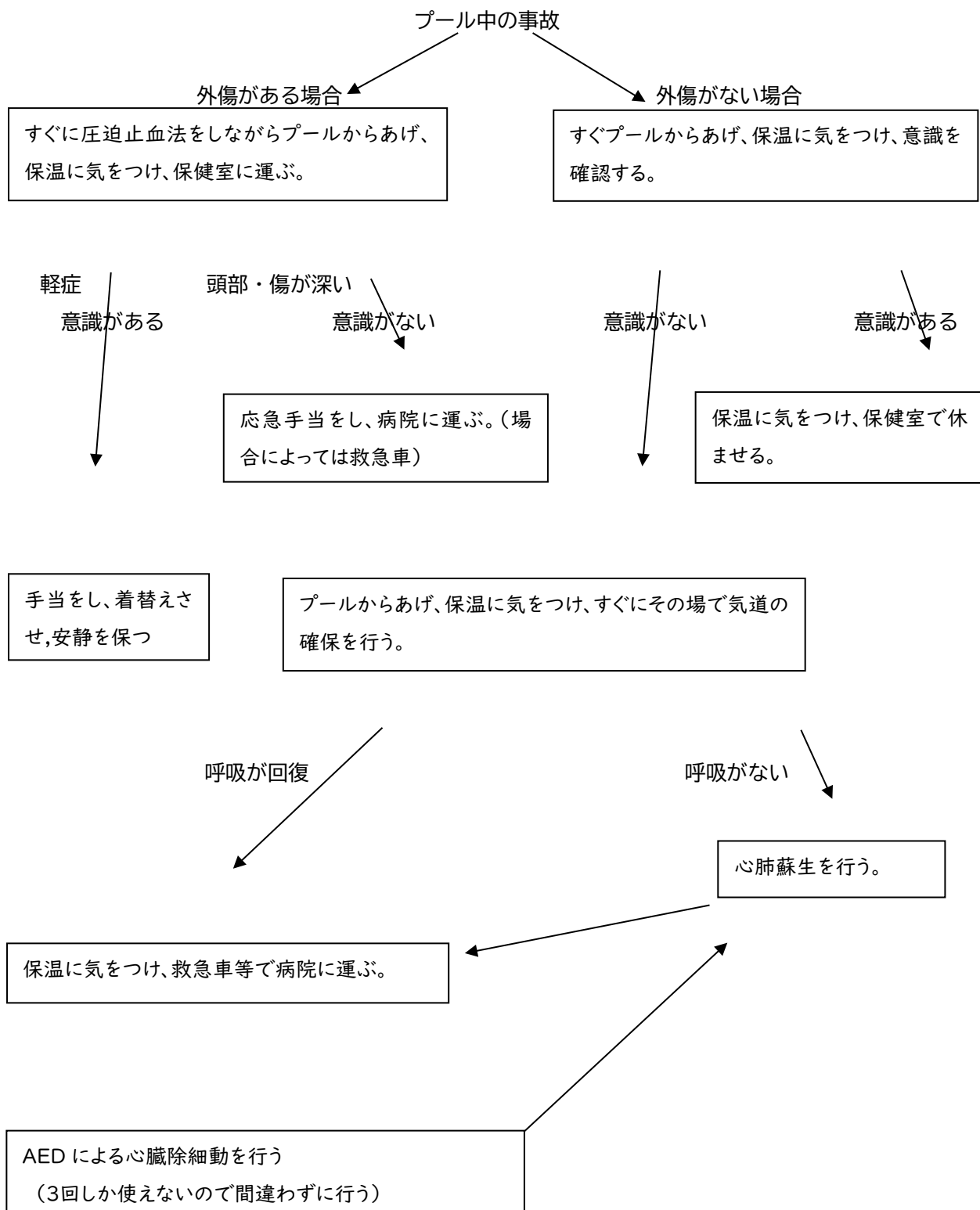
気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合は中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や 持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。 体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息を とり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30 分おきくらいに休息をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

(7) 水泳指導における対応

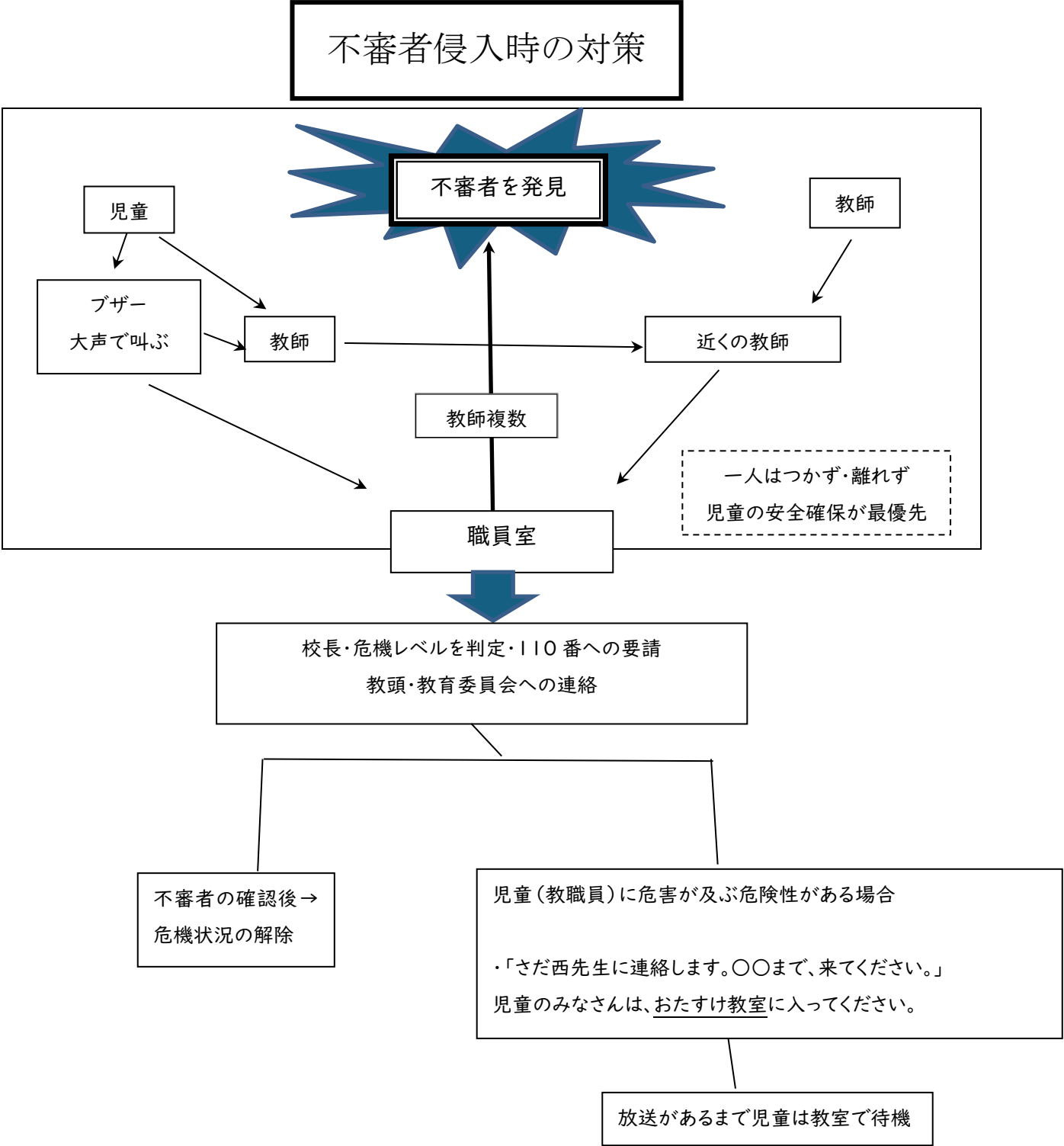
(i) 安全指導(全学年共通)

<u>プール状態の確認</u>	・気温・水温の計測(水温23℃以上、気温 26℃以上が目安) ・塩素濃度(0.7ppm ~ 1.0ppm PH 7.0 中性) ・プールの状態目視(危険物の有無、透明度、浮遊物の有無)
<u>入水前指導</u>	・着替える前に、自分の体調を考える。 ・着替えた後、整列して、注意を聞く。 ・プールサイドに集まる。
<u>準備運動・シャワー</u>	・準備体操をする。 ・人数確認(バディー) ・シャワーを浴びる。(帽子を脱ぎ、手で全身をこする) ・人数確認(バディー)
<u>プール入水</u>	・足、背、頭、胸に水をかける。 ・足からゆっくり入水する。 ・頭までもぐる。

(ii) 緊急時における対応



3. 防犯計画



避難と待機についての原則

1. 侵入者があった場合

- ① 緊急に避難させる必要があるかどうか分からない時（近くに侵入者がおらず、状況が不明の時）は、原則として、状況が判明するまで、児童を教室などで待機させ、教職員が保護する。
- ② その後、放送の指示などにより避難する。

2. 教職員が児童の近くにおり、児童に指示できる場合は、次のようにする。

① 児童を教室に待機させる場合

- 1) 教室の窓、戸を閉める。児童の人数確認後は、施錠する。
- 2) 教室内では児童を出入り口から遠ざけておく。
- 3) 教職員は、防御できるような道具（イスなど）を持ち、侵入に備える。
- 4) 放送の指示があれば、指示に従って避難する。
- 5) 避難場所の基本は、体育館か、運動場のいずれかとする。

② 児童を緊急に避難させる場合（近くに侵入者がおり、緊急に児童の安全を確保するとき）

- 1) 侵入者から遠い方の階段・出入り口を使い、児童を避難させる。
- 2) 避難場所は、さだ西幼稚園など、状況によって、より安全なところを選び、誘導することもあり得る。
- 3) 侵入者が近づいてきて危険な場合は、物を投げたり、防御できるような物を用いたりして、児童が避難できるよう、時間をかせぐ。
- 4) 避難する際、隣接する教室などにも、大声で危険を知らせ、避難をうながす。

3. 休憩時間などで、教職員が児童の近くにいる場合について、児童に対し、日頃から次のような指導をしておく。

- ① 来校者カードをしていなかったり、危険な物を持っていたりする人を見かけたら、すぐにその人から離れること。
- ② できるだけ、先生のいそうな場所（職員室など）に逃げ、先生に知らせること。
- ③ もし、「教室に入りなさい」という放送があった場合は、すぐに教室に入ること。ただし、自分の近くに危険な物を持っている人や暴れている人がいる場合などは、すぐに先生のいそうなところへ逃げること。

4. 学校監視員・見守り隊との連携、情報交換を日常的にすすめる。

事件対策本部の対応について

役割	名 前	発生時・直後の対応		中・長期的な対応
本 部	◎ 校長	- 全体の状況把握、統括及び指揮 - 警察（110番）、消防（119番）への通報 - 校内緊急放送 - 児童への指示の決定 - 教育委員会への連絡及び支援要請 - 近隣学校園への連絡 - 保護者（PTA 本部役員等）への連絡 - 通信方法の確保 - 報道機関の対応 - 当日の下校方法の決定 - 今後の登下校方法・授業についての決定 - 保護者説明会の準備と開催 - 保護者あての連絡文の発行 - 記録		- 再発防止、学校再開のための総括 - 報告書の作成 - 保護者、地域住民との連携方策等の改善
	教頭			
安 全 救 護	首席	- 避難場所・経路の決定 - 児童の誘導 - 児童の点呼 - 児童の状況把握 - 必要に応じ救護班の応援をする。		- 負傷者に対するケア - 心のケア - 学校医と連携体制の改善 - 安全教育の内容、指導体制の見直し
	事務			
安 全 救 護	校務員	- 負傷者の確認、全容把握 - 負傷者の応急手当 - 負傷者の搬出 - 救急車同乗及び搬送先からの連絡 - 負傷者搬送先の確認 - 負傷児童の保護者への連絡 - 学校医への連絡		- 負傷者に対するケア - 心のケア - 学校医と連携体制の改善 - 安全教育の内容、指導体制の見直し
	◎養護教諭			
侵 入 者 対 応	担任	- 侵入者対応 - 侵入者隔離 - 事件の情報収集、把握、整理 - 学校の安全状況の把握 - 地域の安全状況の把握		- 再発防止策の検討と危機管理マニュアルの改善 - 組織（役割分担）の見直し
	担任外			

来校者等の受付について

《遅刻した児童の場合》

- ① 指導にあたっては、安全監視員との連携を進める。
- ② 職員室に来るように指示し、解錠する。
- ③ 児童が正門横の通用門を通り抜けて、通用口が閉まるまで確認する。

《来校者の場合》

- ① 来校者の名前と用件を確認する。
- ② 特に、様子が変わった場合は、すぐに校長または、教頭に連絡し、指示を受ける。
- ③ 問題がない場合は、「今から鍵を開けますので、お入りください。職員室に受付がありますので、こちらの方で、お名前をご記入ください。」とお願いし、解錠する。

※ 一緒に部外者が入らないように確認する。

- ④ 受付で、来校者名簿への記入を確認のうえで、来校者カードの着用を依頼する。
- ⑤ 保護者については、来校者カードを各家庭2枚ずつ配布し、それを着用するようお願いする。忘れた場合は、一般の来校者カードを使用する。
- ⑥ 必要に応じて、訪問場所を案内するなどの対応をする。

《受付場所》保護者や搬入業者は、原則として安全監視ボックスにて受付を行う。

会議室	更衣室	更衣室	校務員室	図書室	トイレ	トイレ
玄関	職員室《受付》教頭先生		校長室	放送室	保健室	

《来校者名簿（記入例）》

月日	お名前	用 件	入校時刻	退校時刻
4/12	〇〇〇〇	校長先生に面会	12:00	12:30

本校の門扉警備体制について

1 登校時

- (1) 原則として朝の開門は8時10分（正門と裏門）。
- (2) 登校時は正門と裏門を開放。なお、児童へは登校時刻等について、次の点を指導する。
 - * 通常の授業時は、8時10分～8時25分の間に登校すること。
 - * 遅刻して門が閉まっている場合は、安全監視員に声をかけ 通用門から入ること。
 - * 遅刻・欠席する場合は、学校に連絡すること。

2 授業時・休憩時

- (1) 門は施錠している。来校時は安全監視員に声をかけ、解錠してもらい、入校する。
- (2) 来校者は、職員玄関において受付簿記入と来校者カードを着用後、職員室に来室するよう依頼する。

3 下校時、放課後

- (1) 下校の際は、正門から下校させる。
- (2) 来校者については、授業時と同様。
- (3) 留守家庭児童会からの下校は、児童会側の通用門を使用する。常時施錠し、指導員及び関係保護者のみが施錠・解錠する。

校区内の点検・巡回について

1. 職員分担

(1) 本部(職員室)は校長・教頭・教務主任(首席)・事務職・養護教諭・栄養職員が担当。

・総指揮は、教頭もしくは教務主任(首席)が行う。

・情報集約。

・関係機関・保護者・職員等への連絡。

(2) その他の職員は、地区別児童会の担当地区に基づき巡回する。

2. 校区内にて不審者情報があった場合

(1) 必要に応じ、情報提供者の許可を得て、警察・委員会へ通報する。

(2) 職員分担表に基づき校区内巡回。

・巡回時間を決めておく。基本30分。

・職員は緊急連絡が取れるように携帯電話を所持する。

(3) 巡回結果を管理職に報告。

必要に応じ、関係機関へ連絡する。

3. 児童が行方不明の場合

(1) 保護者の許可を得て、メール配信システムで保護者に呼びかける。

(2) 児童の写真があれば、職員に配付する。

(3) 児童の服装等特徴を職員に伝える。

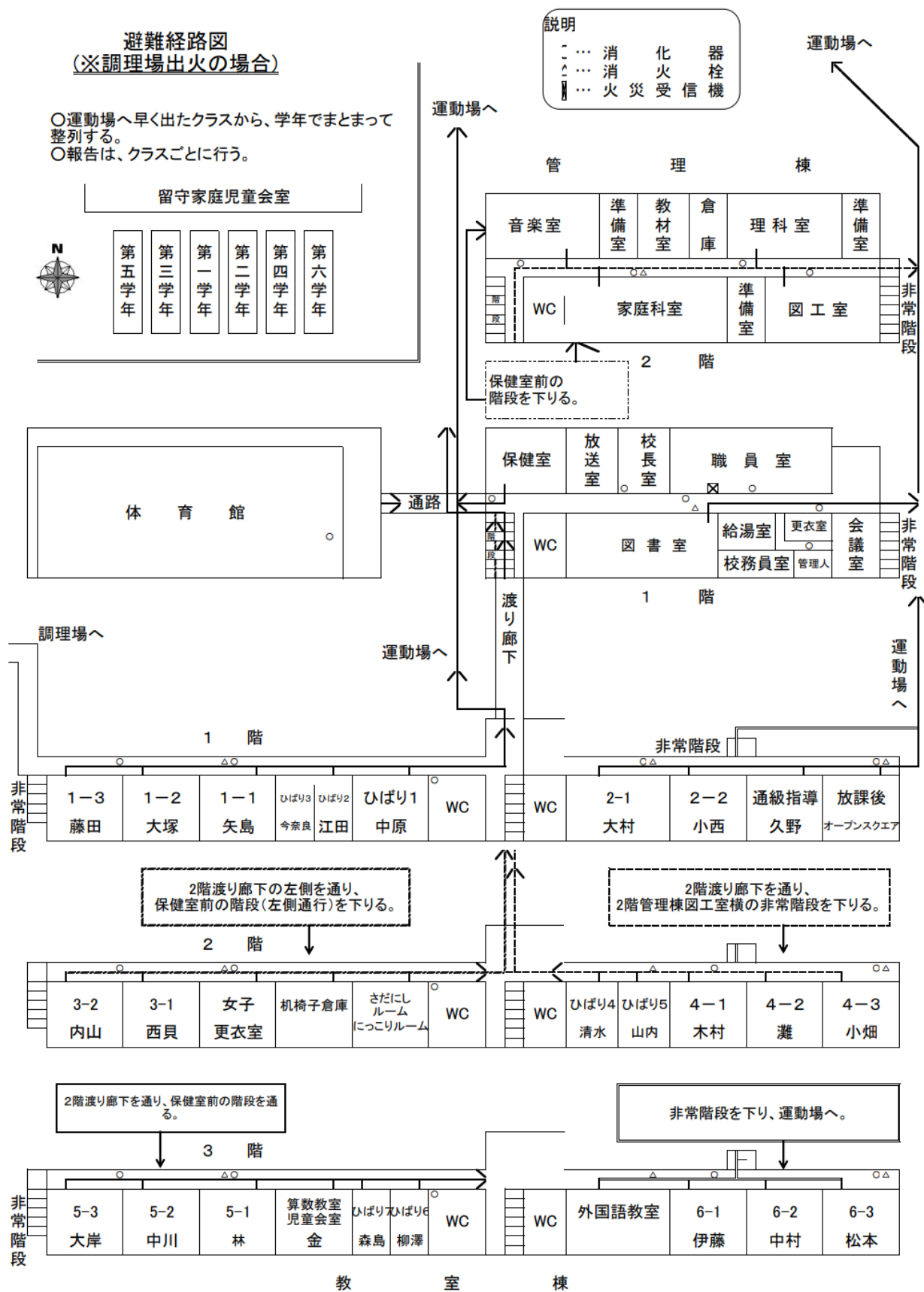
(4) 担任は保護者宅に向かう。(保護者も自宅を出ないように指示)

(5) 職員分担表に基づき、校区内を搜索。

・巡回時間を決めておく。基本30分。

・職員は緊急連絡が取れるように携帯電話を所持する。

4. 避難経路図



避難経路図

地震・火災(理科室・家庭科室)・不審者

説明

- …消 化 器
- △…消 火 栓
- ☒…火 災 受 信 機
- ψ…さ す ま た

○運動場へ早く出たクラスから、学年でまとまって整列する。
○報告は、クラスごとに行う。

留守家庭児童会室

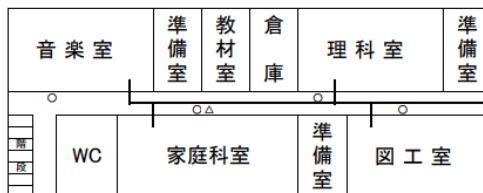
第五学年
第三学年
第一学年
第二学年
第四学年
第六学年



運動場へ

運動場へ

管 理 棟

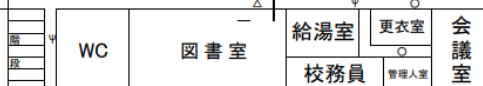


2 階

非常階段

保健室 放送室 校長室 職員室

通路



1 階

運動場へ

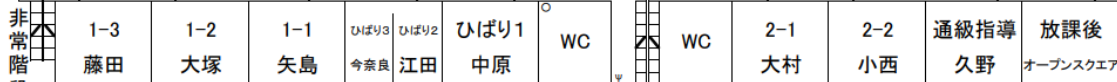
体 育 館

運動場へ

調理場へ

1 階

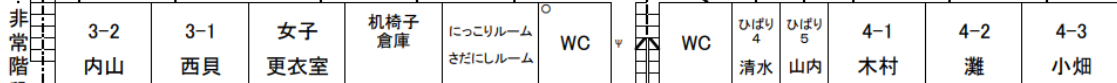
非常階段



非常階段を通り、運動場へ

中央階段を通り、靴箱の方から運動場へ

2 階



非常階段を通り、運動場へ

中央階段を1階まで下り、
2年生教室前から出て運動場へ

3 階



教 室 棟

非常階段